

# 中央防災会議 防災対策推進検討会議（第6回） 議事録

日 時：平成24年3月7日（水）18:00～18:54

場 所：官邸2階大ホール

- それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回「防災対策推進検討会議」を開会いたします。

座長であります官房長官は公務のため、この後、18時30分ごろに到着予定ですので、御了承いただきたいと思います。

では、早速議題に移りたいと思います。

まず、議題1の中間報告案についてでございます。

前回の会議及びその後に、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、中間報告案をとりまとめて、お手元に御用意いたしました。そのポイントを資料1-1の1枚紙にまとめております。

中間報告は、全体で4章の構成となっております。第1章では、日本の持続的発展には防災対策が不可欠であるということを示しています。第2章では、東日本大震災からの貴重な教訓や課題をとりまとめております。第3章では、教訓と課題を受け「ゆるぎない日本」の再構築のための防災対策の全般的な見直しの方向性を示しました。第4章では、最終報告に向けての対応を記しております。

それでは、内容について事務方から説明を補足させます。お願いします。

- 引き続き、資料1-1をご覧ください。「防災対策推進検討会議 中間報告（案）」について御説明をいたします。

まず、上の方でございますが、副題といたしまして「東日本大震災の教訓を活かし、ゆるぎない日本の再構築を」ということで付けさせていただいております。

そして、ただいま大臣からも御説明申し上げましたように、全体で4つの章から構成いたしております。

まず、第1章でございますが「日本の持続的な発展に不可欠な防災対策」としまして、日本は世界的にも災害を受けやすい国であるということの説明をいたしまして、その上で、近い将来懸念される巨大災害、例えば南海トラフの巨大地震ですとか、首都直下地震といったものについて説明を行っております。

また、東日本大震災によって、他の大規模地震や火山噴火を誘発するおそれがあることについても記述をいたしております。

その下の赤字の部分でございますけれども、国力の衰退が危惧される中、大規模な災

害に見舞われると、我が国の経済社会は立ち直りのきかないほどのダメージを受けるおそれがあり、日本の持続的発展のために、災害の発生による被害を最小限にする「減災」を進め、早期回復を図ることが防災対策の使命であるとしております。

続く第2章では「東日本大震災から学ぶもの」ということで、その教訓と課題を整理いたしております。

具体的には、右側の小さな枠の方にございますような事項を洗い出しまして、これらを横断的にまとめたものを左側に書いてございます。

まとめといたしまして、7つの項目がございます。

例えば災害への対応に想定外があってはならない。悲観的な想定を行うべきである。発災直後に不十分な情報を基に対策を行うための備え、訓練が必要であること。被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ万全の対策がとれない。住民の避難や被災地方公共団体の支援などに広域的な対応がより有効に行える制度の必要性が痛感されたこと。

一番下でございますが、教訓・課題については、防災教育等を通じて後世にしっかりと受け継いでいく並々ならぬ努力が大切であることなどとしてございます。

第3章『『ゆるぎない日本』の再構築を目指して』というところで、教訓と課題を受け、行うべき防災対策の見直しについて整理をしております。

まず「災害から生命を守るために」としましては、例えば物資は被災地からの要請がなくても送り込むべきであることなどを述べております。「被災地を支える体制づくり」としましては、都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化などを述べております。「ニーズに応じた避難所運営」も取り上げております。

「スピード感、安心感がある被災者支援」としましては、災害時要援護者への配慮、男女共同参画の視点の重視を行うべきことなどを記述いたしております。

「住まいの再建」としましては、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際の取扱いの整理などを述べております。

「復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み」としましては、震災時の特別対策で有効であったもので、直ちに発動できる方策の確立を挙げております。

「大災害を生き抜くための日頃からの備え」としましては、防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進などを述べております。「国境を越えた教訓の共有」についても述べております。

更に右側でございますが「発災が危惧される大規模災害に向けた備え」として、南海トラフの巨大地震、首都直下地震、火山災害、大規模水害、複合災害への対応の留意点をまとめております。

一番下でございますが、第4章「最終報告に向けて」では、必要と考えられる対応は、具体的に内容を詰められるものから、最終報告を待たずに政策として実現すべきこと、あるいは引き続き徹底的な検証を継続し、議論を行っていくことなどが述べられており

ます。

以上でございます。

- ありがとうございます。

中間報告(案)について、説明は以上であります。何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

- 全体にこれまでに出了意見に記載いただいておりますが、3点ほど。

1点目は、防災対策の中に復興の概念、基本的枠組みの法制化をきちんと位置づけるということを今回記載いただいているのですが、最終報告までにはもう少し詰める必要があるだろうと思います。

復興は災害が起こってから考えるということを繰り返すことはできませんので、阪神・淡路のとき、新潟のとき、そして今回ということで、やはりもっと先にきっちりとして体系化しておくことが必要ではないか。避難所の運営委員会を平常時から動かしておくとか、あるいは備蓄についても、だれか専門家が考えたものを置いておけばいいということではなくて、復興を考えて何が必要かということを住民で議論する。そういう過程そのものが大きな防災学習になりますので、そのことが1点です。復興ということを防災対策にきちんと位置づけるということです。

2点目は、最終報告までに全体にもう少し構造的な掘り下げが必要だと思います。例えば30ページのところで、「応援地方公共団体から被災地方公共団体への費用の求償を国への直接請求が可能かどうか検討」とありますが、これは今のままの制度を前提とすると、事務的に言うと、今は地方負担分がありますので、では被災地方公共団体の負担分はどうするのかということになります。交付税措置があっても全額ではありませんので、兵庫県もそうですけれども、被災自治体は長く費用の負担に苦しむことになります。その意味でこの問題を取り上げていく前提には、もちろん被災地方公共団体にとって事務手続きが負担になることもあります。その前に、国が指定する大規模災害については、救助費用は全額国が負担する。だから、国に直接求償となるということです。その前提の段階からの検討が必要だと思います。

32ページのところでいいますと、「地方公共団体が応急仮設住宅として民間の賃貸住宅を借り上げる際の取扱いについての整理」と記載いただいているのですが、この問題も根っこにあるのは、災害救助法の現物支給原則です。この現物支給原則があるから、現物で渡さなければならない、そのための事務手続きが要ということになるわけなので、ほかにもありますが、こういう意味で、法制度を時代に合わせてかなり根本的に検討する必要があります。

表面に出てきている問題が記載されているのですが、その根っこにある問題、先ほどの復興の問題もそうですし、災害救助法の現物支給原則や要請主義の問題もそうですけれども、その根っこにある問題から構造的にきちんと取り上げていくことが必要だろうと思います。そのことが2点目です。

3点目は、防災教育については何か所か出てきているのですが、この問題につきましては、知識を得てもどう行動できるか。災害の顔というのは一つ一つ違いますし、あられ方も本当に千差万別ですので、その意味で、自分でその場で判断して行動する力が要ります。だれか専門家が考えたことをみんなに知らしめたらいいという上から目線で済む問題ではありませんので、その意味で、例えば60年前の戦後の復興の大きな力となりましたのも、当時の文部省が「生活を見つめ、生活を高めよう」というスローガンの下で実験社会学級なども行いながら、後に世界的にも「話し合い共同学習方式」、日本の復興の根本を支えたものとして高く評価された社会教育が全国で、公民館の建物もないところでは青空公民館という形で、田んぼのあぜ道で丸く車座になって、全国で学習が展開されていった。青年団や農村若妻会などのメンバーがその中から育っていったわけで、地方では、今もまちづくりの主力になっているメンバーは、皆、青年団育ちです。

そうした人材を育てていくということが絶対に必要ですので、その意味で、専門家の知識を国民に広げましょうというところをもう一つ超えた学習の在り方が必要だと思います。全国の公民館ですとか、男女共同参画センターなどで重ねられてきた社会教育や生涯学習のノウハウに、防災・減災学習をかぶせていく。防災部局で学習に取り組んでいくという方向ももちろん要りますけれども、既に例えば文部科学省の生涯学習政策局などのように、その知見を重ねてきているところがありますので、そうしたところの学習に防災・減災学習をかぶせていくといった方向。既存の学習の資源を生かしていく検討も必要だろうと思います。以上です。

- ありがとうございます。どうぞ。
- ありがとうございます。

今、御指摘いただいた根本的なところというのは抽象的なので、少し具体的にこんなことができないかということをお願い申し上げたいと思います。

基本的にはよくまとめていただいているのですが、15ページの「二次・広域避難」のところ。今回、東日本大震災で何が大変だったかといいますと、市町村の壁を越えて避難をする。また、県の壁を越えて避難をするということがうまく機能しないということだったと思います。

これは何でうまく機能しないのかということですが、私は中越地震で山古志村の全村避難を経験いたしました。これは全村避難をする際にどうするかといいますと、もし避難する方の市、町、村だけで避難指示をするとどうなるのかというと、どこに行っていかわからなくなるんです。今の災害対策基本法は、基本的に避難指示の権限は市町村長しか持っていない。だから、市町村長が避難指示を出すと、その市、町の中で完結しようとするものですから、広域避難がやりにくいという構造になっているわけです。全村避難をするときには、例えば市町村の壁を越えて避難するときは、県が調整をしないとやりにくいという状況になっているわけです。県境を越えていくときは国が調

整しないとやりにくいという状況になっているわけですから、今の災害対策基本法の避難指示、避難勧告の権限が市町村長にあるということが、ひとつ障害になっているのではないかと思います。

例えば非常事態宣言のようなものを国が出すといったときに、通常は市町村長が持っている避難指示、避難勧告の権限がより広域団体で調整できるような仕組みというものを、もし災害対策基本法が持っていれば、もう少し円滑な避難調整ができるのではないかと思います。

同時に、清原委員から会計の話がありました。現場はすごく萎縮します。特に広域避難をする場合に、一体だれが費用を負担するんだと。実際、私も今回、被災地からの受入れを経験して、市町村長の中には、1回受け入れたら今回長引くから、この費用負担についてははっきりしてもらわないと受け入れにくいという話も承りました。県が責任を持つからという話はしたのですけれども、でも、制度的に担保をされていないということです。非常事態宣言をしたときに、例えば現行法の障害になっている規制とか、一時停止をできないものか。戒厳令に近いイメージになるのかもしれないけれども、停止できないのか。会計法の特に補助金適化法を止めていただきたいんです。そういうことをすると、かなりのことができることになりますので、例えば政府に、緊急時に対する宣言をして、通常の災害とは違う対応ができるような権能というものをこの報告書の中に書き込んでいただくと、相当自由度が増すのではないかと、また、大胆に動ける人が増えるのではないかと感じていまして、実際は28ページの②の一番上のパラグラフに「指揮命令系統の一元化や」という形で書かれておりますので、これから法制度のつくり方ということだと思います。それから、4つ目の○で「災害緊急事態」ともいうべきということではあるのですが、本質的には何が起きているのかというところを考えると、市町村単位で財政も危機管理も完結をするということが、少し足を鈍らせているところがあるので、もう少し具体的に指摘をしていただくと、具体的な方制度を考えると役に立つのではないかと御検討いただければと思います。

○ ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○ 最終報告に向けてなんですけれども、全体的に非常によくまとめていただいたということと、中を読んでいきますと、きっと各省庁がこれに対していろいろとやっ払いこうという決意が書かれているとすごく心強く思うところです。

もしよければなんですけれども、もう少し国民に対しても直接呼びかけるようなメッセージが、どちらかというと行政目線でこうしましょうということがたくさん書かれていると思うのですが、行政はこんなことを備えるので、国民の皆さんもそれを理解して、この国難と言うような大きな災害を乗り切った知見を後世に伝えるようにという役割分担を含めつつ、そういうことのメッセージを送ることが必要ではないかと思います。

防災教育というところで、中身に地域の方であるとか、いろいろな主体のことが書い

てあるのですが、あらゆる社会のレベルにおいてこういったことを推進していきましようということと呼びかけてはいかがでしょうかというところです。

○ ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。どうぞ。

○ 一生懸命書いていただいて、改善すべきメニューのようなものは大分出そろった気がするのですが、それを形にするのに、今の各省庁の所管の束の中で物が動いていけるのかというところについては、今後更に制度の在り方、体制の在り方について、是非御検討いただけたらと思います。これだけのことをするためには、各省庁の連携というのは不可欠だと思いますので、それが実を持つように、是非御協力、御検討をいただければと思います。

それから、これは半分世迷言だと聞いていただいたらと思うのですが、中間報告へ向けての中で、今後発生するさまざまな災害がリストされています。私個人としては、もう一つ留意すべき地震、津波災害があると思っています。それは択捉、国後地震です。地震調査推進本部が毎年お出しになる長期評価を見ていると、昨年1月1日付ですと宮城県沖が一番高かったわけです。そこが順当に起こった。

次に高いのは東海、東南海・南海地震のところで、そこについては非常に意識されて書かれている。

3番目に高いところはどこかというところ、60%、50%、40%と3つ並んでいるところが択捉と国後の沖合になります。我が国の固有の領土ですので、もし何か起こった場合に、我が国が当然いろいろなことをしなければいけないことは事実ですが、それと同時に極めてデリケートな地域です。残念ながら我が国は、そういう事態に対してどういうふうに対応するのかという計画はまだないんです。言わば、今までの防災の所管の官庁ではなくて、外務省であるとか、あるいは防衛省であるとか、いろいろなもうちょっと幅広い皆さんの御協力をいただいて、やはり事前にプランを作っておかなければならない。プランのないものは、いざというときに実行ができないということで、そういう意味では、今後20年、30年の間に、同じような大変厳しい状況があって、そのとき今度は国際社会から日本が笑われるようなことになってはいけないということもあるので、是非これも検討の中にお加えいただければいいのではないかと思います。以上です。

○ ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○ 少しかぶるのですけれども、私も国家公安委員会委員長の立場ではありませんが、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模災害発生時における被災自治体への支援の在り方で一言申し上げたいわけです。

今回の震災に際し、ある自治体は、災害時相互援助協定を締結していた自治体が被災したことによって、早期に直接支援を行ったということでもあります。その際、2つの教訓が得られたと。

1つ目は、その自治体の首長とは非常に長いつき合いなので、彼からの提言でありま

したが、現在の援助要求の制度が被災自治体から被災県、国、そして都道府県、自治体となっていることから、自治体間で直接調整することに時間がかかる。なかなかできない。

2つ目は、協定を結んでいた自治体の財政基盤が弱いと、先ほどもお話がありましたが、直接支援に対して積極的になれないという点がある。結果的には、協定を締結した自治体が連携し、被災自治体の支援を行い、財政的問題も手当できたが、この教訓を制度改正として今後に定めるべきと。今回は、そういうことによると、厚生労働省は後で手当ををしたと聞いておりますが、具体的対策として、災害救助法の法改正というものも考えなければいけない。改正の要点としては、まず、自治体の役割、権限について同法に規定すること。今回の中間報告にも記載されているが、自治体間の直接的な調整ができる水平的な支援が行われるようにすること。支援した自治体が国への求償権を持つ。被災自治体に対する求償権ではなくて、それも問題意識で書かれておりますが、国に対する求償権を持つこと。こういったものが整備されることが、今後発生が予想される首都圏直下型地震の際、財政基盤の弱い自治体であっても、早期かつ積極的に支援が行われることにつながるので、そういったことを検討してほしいという強い要望があって、私も話を聞いて、やはり緊急事態で一刻を争うわけですから、今は特に清原先生や泉田知事の御発言もありましたから、あえて補足する形で申し上げました。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 先ほど御指摘のあった点についてでございます。

この大規模災害については、災害救助法の救助費用を全額国庫負担にしたらどうかという提案でございます。我が国の現在の災害救助制度というのは、国と自治体が費用を分担するという制度になっている。そういう建付でさまざまな取組を行うようになっているわけでございます。

今、話が出ております被災自治体と応援自治体ともに、大規模災害の場合に、国に全額費用請求をするという制度に改めるということになりますと、これはそもそもの災害救助制度そのものの全面的な見直しということが必要になるだろうと。今回、そういうことを行うということであるならば、それも1つの考え方だと思うのですが、それはかなり根本的な制度の変更になるだろうと思っておりますので、そこはしっかりした議論をしていただく必要があるだろうと思っております。

○ どうぞ。

○ 40ページの「⑤ 複合災害への対応」に付け加えていただければと思いますが、先ほど、各省庁の連絡を具体的に機能するようというお話でありました。この大災害のときに、複合災害でありました地震、津波、原発事故という中で、自衛隊は10万人体制で対応したわけでありましたが、何と言っても人命救助を最優先するという中であって、当然、食料品、衣料、日用品、医薬品を届けて、皆さん方に大変心強く思っていたわけでありましたが、やはり人命救助を最優先するということも現場では考えたいとい

うことであります。しかし、もっと重要なこともそれぞれあるわけでありますので、そこら辺を具体的に述べていただければと思います。

時間もないのですが、内閣府からは政府の調査団の依頼がありました。経済産業省は関係職員で入りたいということでありますし、資源エネルギー庁は燃料、ガソリンの問題がいろいろありました。また、文部科学省はモニタリングの機材を運んだということでありますが、本当に機能したのかという報道もございます。また、農林水産省は食料品。厚生労働省は災害派遣医療チーム。外務省は海外の方々の対応。

今回、東京電力でバッテリーやケーブルの依頼があつて、1つだけ具体的には、郡山の駐屯地から発電車を運転して急いで原発事故のところに駆けつけたということで行ったのですが、付いた途端に爆発が起こったということで、今度は避難する身になったということで、本当に自衛隊の方から直接伺いましたが、やはり連携がよければ、これも間に合つて、何とか原発の爆発を食い止めることもできたのではないかとということも本人が言っておりましたが、そんな大事なことも一方あるという印象がございます。

いろいろ連携をとれるようにしながら、複合災害に対応することが必要ではないかということがございますので、御報告を申し上げます。

- ありがとうございます。どうぞ。
- これまでの会議でも申し上げたので重複するかもしれませんが、何点か申し上げます。まず第2章の最後のところに「防災教育等を通じて」というも部分があつて、防災教育の重要性が示されています。特定非営利活動法人日本防災士機構の「防災士」という資格があります。未だ国家資格ではないのですが、この資格を取るにはかなりの講習料が要ります。大学生が取ろうとしても、数万円近くの講習料を取られます。地域社会の自助努力のリーダーを養成する面もありますから、自治体なり国が講習料の一部または全部を援助してでも、教育を受ける人数を多くすることが重要かと思えます。

もう一つ、自衛隊は初動で自衛隊でなければできないこと、専ら人命救助に集中すべきということです。全国に分散展開して駐屯している自衛隊の部隊は、平常時は各駐屯地で現実の生活をしているわけですから、いざ出動がかかっても部隊の全部が出て行くわけにはゆきません。アメリカなどでは、現役の主動部隊が出動した後は、空になった駐屯地に予備役を入れて駐屯地の業務を支えるというやり方をしています。このような予備役動員のための演習（モーベックス）を2年おきに大々的やっています。今回も自衛隊でそういうことが実践的にできていたら、駐屯地の近くにいる予備自衛官を大々的に招集して駐屯地に残る現役を少なくし、被災した現地に出る現役の自衛隊員の人数を増やすことができたわけです。初動段階で救助される人命の数は、被災地現場に出動した自衛隊員の数にほぼ比例するわけですから、今回もう少し多くの人命が救助されたのではないかとということです。要は、予備自衛官の活用をもっと現実的かつ積極的にやるべしということです。

これは新聞で読んだのですが、東日本ネクスコ（NEXCO）では、道の駅に防災拠点を置



くということですが、東日本に限らず、全国的高速道路でパーキングエリアを防災拠点にすべきです。陸上自衛隊は人命救助セットと呼ばれる装備を各主要部隊で持っています。それは船舶用のコンテナの中に救援時に必要な器材が一通りセットで入っているものです。そういうものが高速道路のパーキングエリアにあれば極めて実用的です。これはコンテナですから、風雨に耐え倉庫も不要で、パーキングエリアの隅の方に置いておけばそれでよいのです。

人命救助セットについては問題が一つあります。災害救援の現場ではジャッキでもチェーンソーでも、使ったことのない器材はなかなか直ぐには旨く使い難いものです。ですから、そういう一般的な器材でも、できれば規格（スペック）を統一して、全国どこのコンテナの扉を開けても、いつも使っていたのと同じチェーンソーが出てくる、同じジャッキが出てくるようにしておくといよいのです。かつて一般資器材調達で「明朗化・クリーン化」ということで、電子競争入札をこのような緊急時に使う資器材にも導入しました。確かに安いものが入ってきますが、形は同じでも一回叩いたら直ぐ柄が折れてしまうようなハンマーのように、「安かろう・弱かろう」という資器材が入っていることがあるのです。このような安物では災害救援作業のときに役に立たないのです。調達のクリーン化も重要ですが、緊急のときに使う資器材については信頼性の高いものを慎重に選んで、コンテナに組み込み全てのパーキングエリアに設置することが必要です。

自衛隊員が日本の何処へ派遣されても、現地に何時も使っている資器材と同じものが備えてあれば極めて効率が良いわけです。緊急時に使う資器材の調達に当たってこれは気をつけなければならないことです。

もう一つは、福島第一原発事故の際、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）のデーターが早期に公表されず問題になりました。結局、定性的にはあの方向だということもわかって、定量的な確証がないために発表が遅れたという話になっているのですが、陸上自衛隊の中央特殊武器防護隊は、高度な定量的なデーターを収集できるわけです。ですから SPEEDI が予測した定性的なデーターと陸上自衛隊が現地で測定したデーターの相関をとれば、案外と定量的にも定性的にも信頼性の高いデーターになる。そうすれば汚染地域が早期に明らかになったということです。

それから、39 ページ辺りに「首都圏機能」という言葉が出てきます。一概に首都圏機能と言われてもなかなか概念が不明確で、実際にこれはもう少し詰めておかなければならぬということです。

企業の本社機能の約 70% が東京に集まっているとされていますが、企業はそれぞれ本社機能を分散する努力をしていますが、首都にある政府や国家機関の中核機能は、しっかり分散・バックアップ措置をしておかないと、本当に国家的な政治・経済の低迷が長く続いてしまうこととなります。東北の復興でさえ 1 年かかかって現今のような状態ですから、首都の大規模災害の場合は、1 年間以上も国家機能が中途半端になってしまう心配があります。

内閣府の立川災害対策本部予備施設の訓練に参加しますが、本部要員が集まるのに最低3時間はかかるし、備え付けの資器材は古いものが多いように感じます。やはり、国家の緊急事態に使う施設なので、最新式のもので整備しておく必要があります。

東京都は財政が豊かですが、中規模程度の防災訓練を一回すると約3億円の予算が必要になります。中小の地方自治体では、ある程度の規模の訓練をやろうとしても、予算の制約があります。したがって国民保護訓練などでやっているように、重点を選んで国が前面に出て行って予算的な補助を行い、中小自治体でもある規模以上の訓練をできるようにしなければならないと思います。小さい訓練を何回行っても、大規模訓練で得られる教訓は得られませんから。

最後にもう一つ、3章の最後に「9. 国境を越えた教訓の共有」という項があります。この会議のテーマではありませんが、何らかの接点があるので申し上げます。わが国の国際緊急援助隊派遣は、現地に行くとき非常に頑張るのですが、どうしても出遅れる。これはやはり相手の国が自衛隊を受け入れることを確認してから出発するので、それだけ現地に着く時間が遅れてしまうのです。海外で大地震が起きたら、当該国からの要請があるにかかわらず、自衛隊を訓練としてまず出発させ、当該国に近い公海上で訓練させておけば、相手国が受け入れることが判明した時点で、すぐそこから現地に送り込めるわけです。国際緊急援助隊のタイミングの良い派遣要領を考えておくことが重要かと思えます。

もう一つ申し上げたいのは、国土交通省のTEC-FORCEと自衛隊との共同訓練。これは日ごろからしっかりしておかないとだめだということでもあります。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 今、TEC-FORCE のこともお話をいただきました。少し TEC-FORCE にも触れたいと思います。

前回、大臣から、広域的な関係機関の連携ということは大変大事であるというお話があったということです。防災教育というものが行動にもつながっていくものであるということで、訓練の大切さという中で御紹介いただきました防災訓練、中部圏で今度13日に大々的に行わせていただく。その中では、意味は違うかもしれませんが御指摘のあったようなパーキングエリア、サービスエリアも1つのヘリポートとして使ってやってみるという試みもさせていただきます。

TEC-FORCE のことも紹介していただきましたし、この中間とりまとめの中でそういった活動の評価ということも大変重要なことであると認識して、また更に積極的な活動につなげていきたいと思えます。

それと、とりまとめのことではなくて、資料2-1の今後の進め方に書いてあることなのですけれども、夏ごろまで議論を続けていくということですが、新しい提案とか御意見をまだ議論するということは、私はそれでいいと思うのですけれども、首都圏あるいは東南海の議論も反映させて、最終報告にするということ、それでいいのかと。例

えば国交省であれば1年を契機に、これまでの活動の集約を行動としての報告書を省としてとりまとめさせていただく。早く外に置き換えて、また次に予測される部分は、またその後の議論のものとして更に追加していくという形であっていいのではないかと、ということを感じたということをお伝えします。

○ どうぞ。

○ 報告書の内容はこれで結構でございます。

その後の話に入っているのですが、せっかくまとめた報告書は、今は中間報告ですが、いずれにしてもまとめた以上、これで本当に世の中を動かしていかななくてはならない。きれいにまとまった、はい、それでおしまいではだめなので、本当に世の中を動かしていかなければいけない。動かしてほしいと思うのです。最近になって、物すごく思うのは、皆が無茶な訓練だと思うようなことも、あのとき東日本大震災があって、だから政府でこういう訓練も始めたのだというぐらいのものを是非1つでも、2つでも多く作り出してほしいと思います。

例えば避難訓練、住民を巻き込むものですが、必ず災害はみんな忘れていきますので、なかなか参加を呼びかけても時間経過とともに難しくなる。これをどうするかもありますし、あと、職員の非常招集訓練もとても大事だと思うんです。

考えてみますと、私が県知事時代に、4月に3分の1ぐらい職員が人事異動で変わっているのですが、4月の第2週か第3週に抜き打ちで必ず早朝6時半ごろ、全員登庁の訓練を行う。2時間ぐらいかけて歩いてくる者もいますが、とにかく1人も漏らさず、登庁訓練をすると初めの頃は物すごく文句を言われましたけれども、気にせずやりました。今回の東日本大震災のような場合には、例えば中央省庁の人たちも、災害チームは近所の官舎にいて、皆さんすぐに集まれるのですが、相当頭数がそろっていかなくては対応がとれませんし、夜中にあった場合にどうするか。

今の時期は国会開催中なので無理でしょうけれども、7月に大異動があったあと、8月に朝6時半ごろ抜き打ち訓練をやってみたらどうか。何でこんな無茶なことをさせるのだという人もいるでしょう。それは東日本大震災があったから、あれを契機にこういうことをやるんだということで、今だったらできるので、本気でこの報告書を踏まえて、世の中を動かすようなものを2つでも、3つでも無茶なことを是非やっていただきたいと思います。

○ 貴重な御意見を積極的にたくさんいただきまして、ありがとうございました。

大体、最終報告に向けた議論として受け止めさせていただけるような内容だったと思います。それぞれまた整理をしながら、次の議論に向けて、是非生かしていくということで、話を進めていきたいと思います。

その上で、この中間報告をこうした形で発表していくわけですが、この案で進めさせていただければありがたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- ありがとうございます。そういうことで進めさせていただきます。

それでは、ここで官房長官が到着しましたので、ごあいさつをいただきますけれども、プレスが入ります。

(報道関係者入室)

- どうも本当に大変御苦労様でございます。

未曾有の大災害、東日本大震災から今度の日曜日で丸1年ということでございます。その節目を前にして、防災対策推進検討会議の中間報告をとりまとめることができました。本当に皆様の御尽力に改めて感謝、御礼を申し上げます。

今、お話もございましたが、単にきれいにまとまって、提言をしたということでは意味がないと。まさに単なる提言にとどめることなく、具体的な内容、それも詰めるもの、詰められるものから詰めていって、速やかに政策として実現をしていくということが必要であるとおつくづく考えております。政府といたしましても、今後とも防災対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

更に、東日本大震災の経験、教訓を踏まえまして、災害に強い国づくりを進めていくために、夏をめどと聞いておりますが、夏の最終報告に向けての委員の皆様方のなお一層のお力添えをお願い申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

- ありがとうございます。

(報道関係者退室)

- 先ほどもお話が出ていましたように、それを行動計画へ結びつけていくということ的前提を進めていくということですが、その中の1つとして、できれば今月中にも、この会議の親会議に当たります中央防災会議を開催いたしまして、政府としての当面の取組方針を決定したいと考えております。

今後、その準備を進めてまいりますので、閣僚の委員を始め、関係の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

また、提言を踏まえた具体の施策の実施に当たっては、その状況を継続的に把握して、点検して、そして防災対策の有効性を一層高めるということ。これを絶えず繰り返していくということが大事だと思っております、それに努めていくということで頑張っていきたいと思っております。

それでは、議題2の最終報告に向けた議論の進め方に移っていききたいと思います。この後、残りの時間で今後の議論の進め方について意見交換をしていきたいと思うのですが、資料2-1～2-3に基づきまして、事務方からまず説明をさせます。

- 資料2-1をごらんくださいませ。「最終報告に向けた議論の進め方について(案)」でございます。

この会議は、夏の最終報告に向けまして、今後月に1、2回程度の頻度で開催したいと思えます。

議論の進め方としましては、①～③にごさいますように、内容の具体化を図る、関係省庁から説明を受ける、あるいはワーキンググループの議論を検討会議の議論に反映する等々の状況で進めてまいりたいと思えます。

そのほか、3にごさいますように、国民的なレベルでの議論の喚起をしたいと思えます。

資料2-2をごらんください。

ただいま申し上げましたけれども、この防災対策検討推進会議の下にワーキンググループを設置させていただきたいと考えております。南海トラフの巨大地震対策、首都直下地震対策につきまして、今後の検討を進めるためのワーキンググループを新たに設けたいと思えます。

既に、右上にごさいますように、南海トラフの巨大地震モデル検討会はございますので、それを受けたワーキンググループ。首都直下につきましては、新たにモデル検討会を設けて、更にそれを受けたワーキンググループ。一番下に、現在、避難の専門調査会の下にワーキンググループがございますが、避難の専門調査会は終わりますので、こちらの防災対策検討推進会議へ移したいと考えております。

資料2-3をごらんください。

避難行動を徹底的に検証する必要があるという流れの中で、今回の大震災の避難行動につきまして調査いたしたいと思っております、お手元にごさいますように、被災地、市町村、特定の集落、大津波警報の発表地域の住民等に対しまして、所要の調査を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

- それでは次に、東日本大震災の教訓と課題に関する各府省の検証状況について、資料2-4に基づいて事務方から説明させますが、これと併せてまた御意見をいただければと思えます。
- それでは、資料2-4をごらんください。A4の大きな紙でございます。「東日本大震災の教訓と課題に関する各府省の検証状況について」でございます。

たしか第1回だったと思えますけれども、各省の検討状況を一度御報告させていただいたと思えますが、それらにつきまして、現在の検証状況についてまとめたものでございます。

資料は8ページでございますが、今回の中間報告の項目に合わせまして、1ページ「災害応急対応はうまく機能したのか」という項目。4ページ「生活再建や復旧復興はスムーズに進んでいるのか」という項目。5ページ「事前の備えは十分であったのか」という項目。これらに再度分類し直しまして、各省庁の検討状況をここに掲げさせていただきました。

以上でございます。

- それぞれ含めて、どうぞ。よろしいですか。

それでは、ワーキンググループについてでございますが、これを設置したいということで、今後、南海トラフ、首都直下、避難の各ワーキンググループ3つを提案されましたが、この設置については御了解をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- それでは、これを設置して進めていきまして、まず、夏ごろまでに当面の対策をまとめていきたいということで進めていきます。

これまでの件についてはよろしいですか。

(「はい」と声あり)

- ありがとうございます。

それでは、平野大臣が到着をされましたので、ここで先ほど事務方から説明した東日本大震災の教訓と課題に関する各府省の検証状況について、それに関連した御発言をいただくということでございますので、よろしくをお願いします。

- 委員会の関係で出席が遅くなってしまいました。

先ほど、事務方から資料2-4の説明がございました。ここにありますように、各省庁それぞれ各自のテーマを設定しまして、外部委員等々にも委託しまして、さまざまな観点から検討を進めておりまして、一部は最終的に報告をまとめたものもございまして、中間報告という形でまだ継続的にやっているものもございまして。

その一方で、例えば気象庁などについては、津波予報の形態も変える、地震の観測網についても形を変えるということで、もう既に動き出している。この検討を踏まえて、実際にその成果を反映させているものもありますし、消防庁の消防団のような検討を踏まえまして、消防団員の今後の行動についての指針もつくって、これを示しているということもございまして、各府省それぞれの考え方でいろいろな成果を出しているということでございます。

ずっと見ますと、最後に1つ残っているというか、まだまだ本当はいろいろな切り口があるのだらうと思いますが、私の観点から残っているのは、初期の政府の対応の評価ということかと思っています。今、マスコミ等では、もっぱら原発事故での政府の対応が注目されておりますけれども、今回の災害は原発事故。しかし、それを誘発したのは大津波と地震でございました。これに関しての政府の対応がどうだったのかということについては、今、政府が事務局をお願いしているのは、どういう形で検討するのがいいのかということを検討してもらってございまして、これについては、いずれきちんとした形での検証をしなければならないと考えております。

私の方からは以上でございます。

- ありがとうございます。

これから最終報告へ向けて、皆さんと一緒に進めていきたいということで、よろしく

お願いをしたいと思います。

大体予定の時間になりましたので、今日の会議はこれで終わりたいと思いますが、大体夏ぐらいには最終報告を出していくということで、そうした予定をまた改めて組ませていただきながら、御厄介をかけると思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

以 上